

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金代理受領申出書

年 月 日

(宛先) 茂原市長

| | | |
|-----|------|---|
| | 所在地 | |
| 製作者 | 名称 | |
| | 代表者名 | 印 |

下記の遵守事項を確約し、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金の支給について代理受領を申し出します。

記

- 1 支給券に記載されている利用者負担額を申請者から受領し、軽度・中等度難聴児補聴器費の請求の際には、利用者負担額を受領したことを証する書類を添付します。
- 2 軽度・中等度難聴児補聴器を引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱い不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9か月以内に生じた破損又は不適合は、責任をもって改善します。
- 3 茂原市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱の他に次に掲げる法令を遵守します。また、改正があった場合は、改正された内容を遵守します。
 - (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)